

松原ものづくり エクセレント企業2017

募集開始

| 応募期間 |

2017年7月10日(月) ~ 9月8日(金)



松原ものづくり
エクセレント企業



松原ものづくりエクセレント企業2017

本事業は、大企業に勝るとも劣らない魅力的な製造技術・品質管理技術を保有する松原管内のものづくり企業を「ものづくりエクセレント企業」と認定することにより、効果的に企業や商品のPRを行い、ビジネス拡大の支援することを目的として実施します。2016年度においては、6社を認定しました。

認定特典

1. 松原商工会議所ホームページへの掲載
2. ロゴマークの使用
3. 「大阪ものづくり優良企業賞」への申請支援
4. 大規模展示商談会への出展費補助
5. 当所および松原市役所のショーケースへの展示

選考方法

松原商工会議所工業部会・工業振興対策委員と有識者で構成する選定委員会により、応募申請書及び提出された資料に基づき審査を行い、その結果を受け松原商工会議所が認定企業の決定を行います。

審査項目

「技術力評価」、「QCD評価」、「財務評価」、「社会地域貢献」の各項目について審査します。

応募対象企業

松原管内に事業所を有する中小企業者(※1)で、業種が製造業(※2)又は組込ソフトウェア業(※3)として、工業製品の設計、製造技術に関連する事業を営む会社又は個人とします。

但し、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除きます。また、出資構成において、大企業の子会社は除きます。(製造業の業種は、「主たる事業(※4)」によって分類します。)

なお、創業又は事業開始から原則3年以上を経過し、直近期2期分の決算書類を提出できる場合に限りです。(創業又は事業開始から3年未満の事業所についてはご相談下さい。)

(※1) 中 小 企 業 者 : 中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当するものとします。

(※2) 製 造 業 : 有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業をいいます。(建設業は製造業に含みません。)

(※3) 組込ソフトウェア業 : 情報通信器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組み込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを作成する事業をいいます。

(※4) 主 たる 事 業 : 直近期の決算上の売上金額を日本標準産業分類による事業ごとに区分した際、売上金額が最も大きい事業とします。

募集期間

2017年7月10日(月)～9月8日(金)まで【当日消印分まで有効】

※応募申請書受付期間

応募・問合せ先

松原商工会議所 中小企業相談所

〒580-0043 大阪府松原市阿保1-2-30

TEL:072-331-0291 FAX:072-332-5720

E-mail:m-cci@matsubara-cci.or.jp

http://www.matsubara-cci.or.jp

FAX送付状 資料請求等

事業所名 _____

担当者名 _____

所在地 _____

T E L _____

FAX番号 **072-332-5720**

「ものづくりエクセレント企業2017」について

- 応募したい
- 事業の詳しい説明を受けたい
- 資料を送ってほしい